

平成27年6月11日

株主各位

東京都文京区後楽二丁目5番1号  
株式会社ミスミグループ本社  
代表取締役社長CEO 大野 龍隆

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年7月1日をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成27年6月30日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、平成27年7月1日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を3億4000万株から10億2000万株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、平成27年7月下旬にお届け住所にお送りする予定です。
2. 平成27年7月1日付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。

(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関 : 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 : 〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)